慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	いわゆる郵便不正事件と郵便法における「料金を免れる罪」の要件解釈(1)
Sub Title	The postal abuse case and the postal law
Author	和田, 俊憲(Wada, Toshinori)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2010
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.17 (2010. 10) ,p.45- 62
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20101025-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

いわゆる郵便不正事件と郵便法における「料金を免れる罪」の要件解釈（1）

和　田　俊　憲

Ⅰ．はじめに
Ⅱ．大阪地裁平成21年８月26日判決
Ⅲ．大阪高裁平成22年４月23日判決
Ⅳ．上告審の判断
　１．事件受理申立て（以上、本号）
　２．上　告（以下、次号）
Ⅴ．検　討
Ⅵ．おわりに

Ⅰ．はじめに

商品のダイレクトメールを大量郵送するに際して、心身障害者団体用低料第三種郵便物制度を悪用し、正規の郵便料金を免れたとして、平成21年４月以降、広告主、広告代理店、心身障害者団体、郵便事業株式会社等の関係者らが多数、大阪地検特捜部によって逮捕・起訴された。そのうち利得が無いか少額であり悪質性が小さいと判断された一部の者につき略式手続がとられたのを除いて、事件はすべて大阪地裁第12刑事部に係属した。そこで最も早く判決が出された事件（以下、本件ということがある）を、控訴後の手続も含めて題材にし、郵便法84条に規定された「料金を免れる罪」（以下、郵便料金免脱罪ということがある）の成立要件について若干の考察を加えたい。このいわゆる郵便不正事件をめぐっては、偽の証明書を発行したとして虚偽公文書作成罪で逮捕・起訴され無罪判決を受けた厚生労働省元局長に対する捜査のあり方が耳目を集めているが、実体法のレベルでも検討すべき事柄が少なくなく、これから見ようとする本件

においては、郵便料金免脱罪に関する要件解釈が現に問題とされているからである。そしてまた、それが、特別法における罰則規定の適用に際して一定の注意を要することを示唆するからでもある。

本件に関する判決等はいずれも公刊物に未掲載のため、それらのうち関係箇所をなるべく詳細に引用した上で、検討することにする。

Ⅱ．大阪地裁平成21年８月26日判決

本件第一審判決は、次のような事実を認定した。

被告人は、自称心身障害者団体「X」の代表者であるが、

第１（平成21年５月６日付け公訴事実第２）

広告代理店業等を営む株式会社Ａ（旧Ｂ株式会社）の実質的取締役であるＣ、同社の代表取締役であるＤ、印刷業及び広告業等を営む株式会社Ｅの代表取締役であるＦ、同社の取締役兼情報・印刷事業部営業本部副本部長であるＧ、Xのダイレクトメール発送業務等に従事していたＨ、株式会社Ｉの執行役員であるＪ及び株式会社Ｋの販売促進部長であるＬと共謀の上、郵便物について、心身障害者団体が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行する定期刊行物であり、かつ、あまねく発売するとの要件を充足すれば、心身障害者団体用低料第三種郵便制度の適用を受けて郵便料金の割引を受けることができることを利用し、株式会社Ｋの顧客に対し、同社が開催する特別招待会用のダイレクトメールを送付するにあたり、Xを発行人とする定期刊行物が、上記要件を充足しないのに、上記ダイレクトメールに上記Ｘを発行人とする上記定期刊行物を同封することにより、上記制度の適用を受けて正規の郵便料金との差額を不法に免れようと企て、あらかじめ上記ダイレクトメールに同封する定期刊行物につき、上記制度の適用を受けるための上記要件を充足するかのように偽り、日本郵政公社京橋郵便局長から上記低料第三種郵便物としての承認を受けた上、別表１〔省略〕記載のとおり、平成19年２月２日ころ及び同月５日ころの２回にわたり、

東京都中央区銀座８丁目20番26号所在の当時の日本郵政公社銀座郵便局において、Xを差出人として上記定期刊行物を同封した上記ダイレクトメールを差し出すにあたり、それらが、上記制度により郵便料金の割引を受けることができる郵便物であるなどとした内容虚偽の料金別納郵便物差出票等を同郵便局担当者に提出し、同担当者をして同差出票等に基づいて郵便料金を過少に計算させて、郵便料金合計382万3980円を支払うにとどめ、よって、正規の郵便料金合計6748万2000円との差額合計6365万8020円を不法に免れた。

第２（平成21年５月28日付け公訴事実）

通信販売業等を営む株式会社Mの代表取締役であるN及び上記Hと共謀の上、第１同様にして、上記心身障害者団体用低料第三種郵便制度を利用し、株式会社Mの顧客に対し、同社商品の通信販売用ダイレクトメールを送付するにあたり、Xを発行人とする定期刊行物が上記要件を充足しないのに、XがMから発送依頼を受けた上記ダイレクトメールにXを発行人とする定期刊行物を同封することにより、上記制度の適用を受けて正規の郵便料金との差額を不法に免れようと企て、あらかじめ上記ダイレクトメールに同封する定期刊行物につき、上記制度の適用を受けるための上記要件を充足するかのように偽り、日本郵政公社京橋郵便局長から上記低料第三種郵便物としての承認を受けた上、別表２〔省略〕記載のとおり、平成19年４月28日ころから平成20年12月８日ころまでの間、53回にわたり、東京都江東区新砂２丁目４番23号所在の日本郵政公社新東京郵便局（平成19年10月１日以降は郵便事業株式会社新東京支店）において、Xを差出人として上記定期刊行物を同封した上記ダイレクトメールを差し出すにあたり、それらが、上記制度により郵便料金の割引を受けることができる郵便物であるなどとした内容虚偽の料金別納郵便物差出票等を同郵便局担当者に提出し、同担当者をして同差出票等に基づいて郵便料金を過少に計算させて、郵便料金合計3765万2912円を支払うにとどめ、よって、正規の郵便料金合計６億6329万5320円との差額合計６億2564万2408円を不法に免れた。

そして、弁護人の要するに「本件は、全体として包括一罪を構成する。」と

の主張に対しては、

本件郵便料金を免れる罪は、内容虚偽の料金別納郵便物差出票等とともに実際に窓口で郵便物を差し出すなどして、郵便料金を免れることにより成立するものであり、本件各犯行態様等に照らすと、包括一罪が成立するような主観的・客観的一体性があるとはいえず、弁護人の上記主張は採用できない。

と判示した。その上で、法令の適用として、刑法60条及び郵便法84条１項（平成17年法律第102号による改正前の行為については、同改正前の郵便法83条１項）の罰条適用をし、刑法45条前段及び刑法48条２項により併合罪の処理をするなどした上で、さらに、量刑の理由について、次のように述べている。

本件は、自称心身障害者団体の代表者である被告人が、広告代理店代表者等の共犯者と共謀の上、低料第三種郵便制度を不正利用して郵便料金を免れたという郵便法違反の各事案である。

被告人らが本件で免れた郵便料金は、合計６億8930万円余りと極めて高額に及んでいる上に、本来支払われるべき正規の郵便料金が合計７億3077万円余りであったことに照らせば、実にその９割以上の額を免れたことになるのであるから、日本郵政公社ないし郵便事業株式会社に与えた損失は非常に大きく、結果はまことに重大である。被告人は、依頼を受けた広告主等から支払われるロイヤリティ、すなわち低料金での郵便物発送に応じて支払われる対価を主に生活費等にあてる目的で本件各犯行に及んだものであるが、このような利欲的な動機に酌むべき点はない。犯行態様を見ても、自らが代表者を務める実体を有しない心身障害者団体の発行する定期刊行物につき、日本郵政公社等の関係部署に対して事前に内容虚偽の申請をするなどして低料第三種郵便物としての承認を得た上で、約１年半という期間内において、合計55回にわたり、600万通を超える郵便物を発送し、反復継続して郵便料金を不正に免れていたというもので、計画的かつ常習的、職業的な犯行といえる。本来、低料第三種郵便制度は、

定期刊行物の発行に伴う心身障害者団体の負担を軽減し、心身障害者の福祉を向上させることを目的とするものであるが、被告人は、このような制度の趣旨を踏みにじり、これを悪用して、本件によるロイヤリティ名目で、被告人側において合計1458万円余りの金員を得ているのであるから、反社会的で悪質な犯行というほかない。本件は、被告人が代表者を務める自称心身障害者団体の存在なくしては行い得なかったものであるから、各犯行において被告人の果たした役割は重要であり、責任は重い。被告人は、今後本件により生じた損害を賠償する意向を表明してはいるが、損害の高額さや被告人の資力の乏しさに照らせば、その見込みは極めて低いといわざるを得ない。

他方、本件のような犯行が行われた背景には、日本郵政公社等の側のチェック体制にも問題があったとみられること、本件手口は被告人が考え出したわけではなく、他の者からこのような手口を知らされ犯行に関与するようになったこと、被告人が本件各犯行を素直に認め、反省の態度を示していること、前科前歴がないこと、本件で相当期間身柄拘束されたことなどの事情も認められる。

しかし、本件は、数百万通ものダイレクトメールを発送し、多額の郵便料金を免れたという点において、郵便法が想定しえなかったほどの犯行であり、被告人の刑事責任は法律で定められた罰金の多額をもってしても評価し尽くせないくらいのものというべきであって、上記の諸事情を十分考慮しても、処断刑の上限である主文の刑をもって臨むのが相当と判断した。

こうして、第一審判決は、被告人に対し、罰金1650万円に処し、未決勾留日数中80日をその１日を金３万円に換算して算入し、その罰金を完納することができないときは金５万円を１日に換算した期間労役場に留置する旨の判決を言い渡した（求刑罰金1650万円）。

なお、罰金1650万円に未決勾留日数を算入し、その残額1410万円を５万円で割ると、全く罰金が納付できない場合における労役場留置は282日となり、これと算入された未決勾留日数80日とを合わせると、362日となる。これは、郵便法84条１項の罪の加重類型である同条２項の罪の法定刑上限が懲役１年であ

ることとの均衡上、罰金の納付ができず労役場留置となることが確定的である本件のような場合に、少なくとも身柄拘束期間が１年以上となるような換算率で罰金刑を言い渡すべきではない、との被告人側の主張に沿ったものとなっている。

Ⅲ．大阪高裁平成22年４月23日判決

被告人による控訴を受けて出された控訴審判決は、まず、弁護人の理由不備の控訴趣意のうち要するに「一審判決は、第１の事実につき、第三種郵便物としての承認の申請が共犯者全員の共謀に基づくものであると認定するが、これを示す証拠はない。」とする点については、

> 本件事案の内容に照らして一審判決を仔細に検討すれば、一審判決がそのような認定をしていないことは明らかであり、弁護人の主張は、同判決を正解しないものである。

と判示し、理由不備の控訴趣意のうち要するに「一審判決は、第１及び第２の各事実につき、第三種郵便物としての承認を受ける行為が実行行為であるか否かが明らかでない。」とする点については、

> 郵便料金を免れる罪の罪体及び本件事案の内容に照らせば、上記の承認を受ける行為は、同罪の実行行為ではなく、その準備行為にすぎないというべきであり、一審判決の「罪となるべき事実」の記載及び「罪数に関する弁護人の主張に対する判断」の項の説示をみれば、一審判決が上記の承認を受ける行為を実行行為として捉えていないことは明白である。

と判示し、理由不備の控訴趣意のうちその他要するに、①郵便料金を免れる罪の既遂時期は料金の請求時であると解されるが、本件では料金請求があったこ

との証拠がないとか、②本件で被告人と郵便会社との間に成立した郵便利用契約が、第一種郵便物のそれであるとするのであれば、特段の事前手続が要らない大量発送の割引が自動的に適用される結果、正規の料金及び被告人による免脱額が一審判決の判示する金額であることについては証拠がないことになるとか、③郵便料金を「免れた」といえるのは差出人だけであり、その共犯には「免れさせた」罪が成立すると解されるが、被告人が本件郵便物を差し出したことの証拠はないなどとする点については、

> 独自の見解に基づいて一審判決を論難するものであって、採用すべきものはない。

と判示した。

また、法令適用の誤りの控訴趣意のうち要するに、日本郵政公社による第三種郵便物の承認行為は、公社化前におけるそれと同様に、公法の規律を受ける行政行為たる公証行為であると解されており、行政行為は、重大かつ外観上一見明白な瑕疵がある場合にのみ無効と解するのが、判例及び行政法学上の通説であるところ、本件では、被告人は、第三種郵便物の承認申請時に、承認要件を満たすことを証明する十分な資料を提出しているので、これに基づいてなされた日本郵政公社の承認行為には、外観上一見明白な瑕疵があるとはいえないため、当該承認は、瑕疵があり取り消しうるとしても、無効ではないことなどから、結局「本件各犯行は、郵便料金を免れる罪に該当しないのに、一審判決は、同罪を適用した。」とする点については、

> 本件各犯行は、被告人らが低料第三種郵便物制度を悪用して正規の郵便料金との差額を不当に免れたというものであるから、郵便料金を免れる罪に当たることは明白である。この点、弁護人はるる主張するが、独自の見解に基づくものであり、当裁判所が採るところではない。

と判示し、法令適用の誤りの控訴趣意のうち要するに「本件各犯行は、包括一罪であるのに、一審判決は、これを認めず、併合罪とした。」とする点については、

> これが採用できないことは一審判決が「罪数に関する弁護人の主張に対する判断」の項で正当に説示するとおりである。この点、弁護人は、①第三種郵便物としての承認を受ける行為自体がすでに郵便料金を不法に免れるための直接的な手段となる実行行為であり、一個の実行行為に基づいて順次、郵便法違反の行為がなされたのであるから、行為の性質自体に全体が包括されるべき同一性が認められる、②第三種郵便物のうち毎月３回以上発行する刊行物として承認を得ているものは、承認が取り消されないためには、当該頻度で発行・発送し続けることが要請されているのであり、本件の数個の行為の間には客観的な密接性があると主張する。しかしながら、①の点については、第三種郵便物としての承認を受ける行為が実行行為ではなく、その準備行為にすぎないことは前述のとおりであり、また、②の点については、そもそも、本件は、第三種郵便物制度を悪用した事案であるから、その承認が取り消されないために発行・発送し続けることが要請されているなどとは到底いえないし、そのことを措くとしても、同一の郵便局において定期的に同一の態様で刊行物が発送されているとの一事から、直ちに、本件各犯行を一罪として評価するのが相当であるといえるほどの客観的な密接性ないし一体性があると評価することもできない。
>
> その他、弁護人が主張するところを検討しても、本件各犯行に包括一罪が成立するような主観的・客観的一体性は認められない。

と判示した。

さらに、事実誤認の控訴趣意として要するに「一審判決第１及び第２の各事実につき、日本郵政公社京橋郵便局長は第三種郵便物の承認主体ではなく、かつ、「低料」第三種郵便物としての承認制度は存在しないのに、同郵便局長から低料第三種郵便物としての承認を受けたと認定した一審判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認がある。」とする点については、

控訴審における事実取調べの結果を含む関係証拠によれば、被告人は、日本郵政公社京橋郵便局経由で、日本郵政公社東京支社長宛てに、心身障害者団体用低料第三種郵便物の承認を請求したこと、そして、上記支社は、支社長名義で、被告人の承認請求にかかる定期刊行物についての、第三種郵便物の承認書及び第三種郵便物承認刊行物は、心身障害者団体が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行されるものであることを証明する旨の証明書を作成して被告人に交付したこと、そして、被告人が、低料第三種郵便物を上記京橋郵便局以外の郵便局で差し出す場合は、差出郵便局に対し、上記証明書を添付して低料第三種郵便物としての差出承認を請求し、郵便局長が低料第三種郵便物としての差出しを承認することが必要であるところ、被告人は、日本郵政公社銀座郵便局長から低料第三種郵便物としての差出承認を受けて一審判決第１の各犯行に及び、また、日本郵政公社新東京郵便局長からも同様に差出承認を受けて同判決第２の各犯行に及んだことが認められる。これらに照らせば、一審判決が、第１及び第２において、いずれも被告人が日本郵政公社京橋郵便局長から上記低料第三種郵便物としての承認を受けた旨認定しているのは、事実を誤認したものというほかない（正しくは、「日本郵政公社東京支社長から第三種郵便物の承認及び第三種郵便物承認刊行物は、心身障害者団体が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行されるものであることの証明を得るなどした上」などと認定するのが相当である。）。したがって、この限りにおいて弁護人の主張は理由があるものの、上記のとおり、このような承認を受ける行為等は、郵便料金を免れる罪の実行行為ではなく、その準備行為にすぎないことや、上記のような誤認の内容に照らせば、この点に関する事実の誤認は、判決に影響を及ぼさないというべきである。弁護人の主張は、結局のところ理由がない。

と判示した。

加えて、量刑不当の控訴趣意として要するに「一審判決の罰金1650万円の量刑は重すぎて不当である。また、罰金刑の労役場留置の換算率も低すぎて不当である。」とする点については、

本件は、自称心身障害者団体の主催者である被告人が、共犯者である広告代理店代表者らと共謀して、低料第三種郵便物制度を不正利用して郵便料金を免れたという郵便法違反の事案である。

一審判決が「量刑の理由」の項で説示するところは、おおむね正当として是認できる。

弁護人は、郵便料金を免れる罪は、軽微な犯罪類型であり、本件各犯行が、一審判決がいうような、郵便法が想定し得なかったほどの犯行であり、法律で定められた罰金の多額をもってしても評価し尽くせないというようなものではないと主張する。しかしながら、本件は、被告人が、約１年10か月の間に合計55回にわたり600万通を超える郵便物を発送し、反復継続的に郵便料金を不正に免れていたというもので、計画的かつ職業的な犯行であって、特に、心身障害者団体用低料第三種郵便物制度の趣旨を踏みにじり、悪用して、多額の利益を得たことにかんがみれば、反社会的色彩も顕著である。日本郵政公社ないし郵便事業株式会社（以下「郵便局」という。）は、本件各犯行により、弁護人の主張する割引制度の適用を前提としても３億5000万円余りもの損害を被ったのであって、その結果は誠に重大である。加えて、被告人が主催する自称心身障害者団体の存在なくしては本件各犯行を行い得なかったことなどをも考慮すれば、本件は、その個々の罪に対する法定刑が30万円以下の罰金にとどまる現行法の想定規模を超えているといわざるを得ないほどの重大で犯情悪質な犯行というべきであって、一審判決が説示するところは正当である。この点、弁護人は、被告人が負うべき損害賠償額は極めて少額であり、損害賠償の見込みが極めて低いことを不利な情状として挙げている一審判決は失当であるとか、被告人が低料第三種郵便物制度を利用したことにより郵便局は利益を得ているとも主張する。しかしながら、被告人が負うべき損害賠償額についての弁護人の主張は、独自の立論に基づくものであって採用の余地はない。そして、被告人の資力の乏しさに照らせば、被告人に不利な情状として被告人が損害を賠償する見込みが極めて低いことを挙げた一審判決の説示は正当である。また、被告人が低料第三種郵便物制度を利用したこと自体により、郵便局が利益を得たことを考慮するにしても、もともと同郵便物の郵便料金自体が相当に低額であることから

して、その利得額には自ずと限度がある上、郵便局が被った損害の巨額さにかんがみれば、量刑を左右するものではない。

また、弁護人は、被告人には、福祉活動の資金を得る目的があったし、ダイレクトメールに同封した新聞は実質のある福祉新聞である上、広告のページも高齢障害者福祉に役立つ商品の広告が記載されていたのであって、本件各犯行は、高齢障害者福祉の増進という目的に照らして合理的で、単に低料第三種郵便物制度を悪用したものではないとも主張する。しかしながら、被告人は、結局のところ、ロイヤリティー欲しさに、心身障害者団体用低料第三種郵便物制度をダイレクトメールの発送手段として商業利用したのであるから、仮に、被告人に福祉の目的があったり、同封された新聞に福祉新聞の実態があったなどとしても、本件各犯行が上記郵便物制度の趣旨を踏みにじって悪用したものであることに何ら変わりはない。

さらに、弁護人は、被告人自身は、定期刊行物の発行及び発送行為を行っておらず、その役割は重要なものではないと主張するが、被告人は、団体の主催者として、共犯者の広告代理店代表者や広告主と犯行を打ち合わせたり、ロイヤリティーの額を交渉するなど積極的に犯行に関与していることに照らせば、被告人の果たした役割は重要で、その責任が重いことは明白である。なお、弁護人は、被告人の利得額は月額50万円程度に過ぎず、少額であるというが、広告主側の利得と比べれば少額とはいえても、一般の市民にとってその額が少額であるなどとはいえないのであって、その主張は当を得ていない。

加えて、弁護人は、郵便局は、低料第三種郵便物制度の不正利用を半ば公然と黙認していたのであり、郵便局側のこのような対応こそが、不正行為を誘発し、助長してきたのであって、その責任が問われるべきであると主張する。たしかに、郵便局の低料第三種郵便物制度の運用、管理体制に問題があり、同制度の不正利用を誘発・助長した側面があることは否定しがたいものの、被告人は、このような郵便局側の事情を奇貨として、その制度を悪用し、上記のとおり極めて多額の郵便料金を免れ、郵便局に巨額の損害を発生させたのであって、上記のような郵便局側の事情を考慮するのにも自ずと限度がある。

そうすると、被告人の刑事責任は軽視できないのであって、一審判決が掲記

する被告人の利益に考慮するべき事情のほか、諸般の事情を総合しても、被告人を処断刑の上限の罰金額に処した一審判決の量刑が重すぎて不当であるとはいえず、また、その罰金刑の労役場留置の換算率が低すぎるともいえない。

と判示して、刑事訴訟法396条を適用し、控訴を棄却した。

Ⅳ．上告審の判断

控訴審判決を受けて、弁護人により上告審としての事件受理の申立て及び上告がなされた。

１．事件受理申立て

本件の事件受理申立ては、郵便法84条１項が規定する郵便料金免脱罪は支払われるべき「正規の料金」を免れたときに成立する犯罪であると解されるところ、第三種郵便物の承認がある場合において基準となる「正規の料金」の定め方については、それが瑕疵ある承認であっても有効な承認であるのであれば「第三種郵便物」に適用される料金が「正規の料金」にあたり、それが無効な承認であるときに初めて「第一種郵便物」に適用される料金が「正規の料金」になると解されるため、控訴審判決が「本件各犯行は、被告人らが低料第三種郵便物制度を悪用して正規の郵便料金との差額を不当に免れたというものであるから、郵便料金を免れる罪に当たることは明白である。」と判示して、有効な第三種郵便物の承認を得ていた被告人に対し第一種郵便物の料金を基準にして郵便法84条１項の郵便料金免脱罪の成立を認めたことは、同条項（平成17年法律第102号による改正前の同法83条１項）の解釈・適用を誤っており、さらに本件は刑事訴訟法406条所定の「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」であるところ、この点に関する最高裁判所の判例も存しないため、最高裁判所の判断を仰ぐのが相当であると考えられて、なされたものである。事件受理申立理由書において、その理由は次のように述べられている。

1　郵便料金免脱罪の構造及び問題の所在

郵便料金免脱罪は、支払われるべき正規の料金を免れたときに成立する犯罪であり、即ち、支払われるべき正規の料金と現実に支払われた料金とを比較し、後者の方が少額である場合に成立する犯罪である。

ところで、郵便に関する料金には「郵便物の料金」、「特殊取扱の料金」及び「手数料」があり、このうち内国郵便に係る郵便物の料金の額は、郵便物の種別ごとに、内国郵便約款の「料金表」に定められている。

郵便物の種別には第一種ないし第四種郵便物があり、このうち、第二種郵便物とされるのは郵便葉書であり、第三種郵便物とされるのは、第三種郵便物の承認のあることを表す文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で、開封とし、郵便約款の定めるところにより差し出されるものであり、第四種郵便物とされるのは、通信教育用の郵便物などであり、第一種郵便物とされるのは、筆書した書状を内容とするものや郵便書簡のほか、第二種ないし第四種郵便物のいずれにも該当しないものである（郵便法20条ないし22条及び同27条）。

料金表においては、これらの郵便物の種別ごとに、さらに郵便物の重量や種類（例えば、第三種郵便物であれば、通常の第三種郵便物や低料第三種郵便物や心身障害者団体用低料第三種郵便物など）に分けて基本料金が定められ、さらに大量差出の割引や送達余裕承諾の割引などの料金割引が規定されている（なお、第二種ないし第四種郵便物の基本料金は、重量などの条件が同じである第一種郵便物の基本料金よりも低額である。）。

そうすると、ある郵便物について支払われるべき正規の料金は、当該郵便物の種別や種類を確定して基本料金を定め、それに対して条件を満たす料金割引を行うことによって導かれることになる。

これを本件で問題となっている（心身障害者団体用低料）第三種郵便物について敷衍すれば、第三種郵便物の承認があるなど条件を満たす郵便物は、（心身障害者団体用低料）第三種郵便物となるから、それに対して適用される基本料金に条件を満たす料金割引を行った金額が、支払われるべき正規の料金となる。これに対して、第三種郵便物の承認が無効である場合には、それは第三種郵便物であるとはいえないため第一種郵便物として扱われることになるから、第一

種郵便物の基本料金に対して条件を満たす料金割引を行った金額が、支払われるべき正規の料金となる。

問題となるのは、第三種郵便物の承認はあるが、その承認条件が満たされていなかった場合に、承認は有効であると解して当該郵便物を第三種郵便物として扱い、第三種郵便物に適用される料金をもって正規の料金とするのか、それとも、承認は無効であると解して当該郵便物を第一種郵便物として扱い、第一種郵便物に適用される料金をもって正規の料金とするのかである。

2　第三種郵便物の瑕疵ある承認に関する有効・無効の判断基準

日本郵政公社による第三種郵便物の承認行為は、公社化前の郵便局によるそれと同様に、行政行為たる「公証行為」であると解される。

行政行為は、たとえ違法であっても、その違法が重大かつ外観上一見明白なもので当該行為を当然無効ならしめるものと認められる場合を除いては、適法に取り消されない限り完全にその効力を有する、とするのが、最判昭和30年12月26日民集９巻14号2070頁、最判昭和34年９月22日民集13巻11号1426頁、最判昭和36年３月７日民集15巻３号381頁、最判昭和37年７月５日民集16巻７号1437頁などによって確立した判例である。その後、最判昭和48年４月26日民集27巻３号629頁や最判平成16年７月13日判時1874号58頁のように明白性要件に言及しないものもみられ、重大性要件のみで判断すべきであるとする少数説があるものの、学説上も、行政行為は、重大かつ外観上一見明白な瑕疵がある場合にのみ無効であり、そのような瑕疵がない場合は適法に取り消されない限り有効であるとするのが、通説である（櫻井敬子＝橋本博之『行政法［第２版］』〔2009年〕95頁）。

このような判例・通説によると、日本郵政公社による第三種郵便物の承認は、重大かつ外観上一見明白な瑕疵がないのであれば、日本郵政公社やその事業を引き継いだ郵便事業株式会社により郵便法25条１号及び内国郵便約款171条３号などに基づく取消がなされない限り、完全に有効なものとして扱われるべきこととなる。

したがって、前記１で述べたことと合わせれば、承認要件を満たさないにも

かかわらず日本郵政公社によって第三種郵便物の承認がなされた場合、当該承認行為の瑕疵が重大かつ外観上一見明白なものであるならば、当該承認は無効となり、当該郵便物は第一種郵便物とされる結果、第一種郵便物に適用される料金が支払われるべき正規の料金であることになるのに対して、当該承認行為の瑕疵が重大でなくまたは外観上一見明白なものでないならば、当該承認は完全に有効なものとなり、当該郵便物は第三種郵便物とされる結果、第三種郵便物に適用される料金が支払われるべき正規の料金であることになる。

3　原判決の論理の誤り

(1)　原判決は、「本件各犯行は、被告人らが低料第三種郵便物制度を悪用して正規の郵便料金との差額を不当に免れたというものであるから、郵便料金を免れる罪に当たることは明白である。」と判示する。ここで原判決が、第一種郵便物に適用される料金をもって支払われるべき正規の料金と解していることは、明示的にそのような摘示を行った一審判決を原判決が是認し、かつ、正規の料金及び免脱額の認定に違法があるとする弁護人の控訴趣意が排斥されていることからも明らかである。

(2)　しかし、以下に述べる理由により、本件のような場合、郵便料金免脱罪において支払われるべき正規の料金にあたるのは、第三種郵便物に適用される料金であって、第一種郵便物に適用される料金ではないと解される。

第三種郵便物の承認要件は、郵便法22条3項に規定された、

1　毎年1回以上の回数で総務省令で定める回数以上、号を追って定期に発行するものであること

2　掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること

3　政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること

の3点である。このうち「あまねく発売されるもの」については、内国郵便約款162条2項において、「発行部数が500部以上であること」かつ「発行部数のうち発売部数が8割以上であること」などと要件が具体化されている。

被告人による第三種郵便物の承認申請時に本件定期刊行物が満たしていなか

ったのは、このうち「発行部数のうち発売部数が８割以上であること」の要件のみであるところ、当該要件が満たされていなかったにもかかわらず第三種郵便物の承認を行った日本郵政公社の行為には、重大かつ外観上一見明白な瑕疵はない。何故なら、被告人は、承認申請時に本件定期刊行物につき「発行部数のうち発売部数が８割以上であること」を証明する十分な資料（本件心身障害者団体の口座宛になされた有償購読者数分の購読料の振込送金に係る払込通知票）を提出しており、これに基づいてなされた日本郵政公社の承認行為には、「外観上一見明白な瑕疵」があるとは到底いえないからである。

したがって、前記２で述べたことに照らすと、本件における第三種郵便物の承認は、瑕疵があり取り消しうるとしても、当初から無効であるわけではなく、取消がなされるまではむしろ完全に有効なものとして扱われるべきである（なお、事後的に承認の取消がなされても、犯罪の成否との関係では取消の効果を発送行為時に遡及させるべきでないことはいうまでもない。）。

また、第三種郵便物は「郵便約款の定めるところにより差し出されるもの」（郵便法22条１項）である必要があるところ、内国郵便約款は、第三種郵便物の差出要件として、差し出すことができるのは第三種郵便物の承認時における発行部数と同数の郵便物のみであるなどという制限を課してはいないので、差出通数が承認時の発行部数よりも多いことのみにより当該郵便物が第三種郵便物にあたらなくなるということはない。

以上述べたことから、本件のような場合に、郵便料金免脱罪において支払われるべき正規の料金にあたるのは、第三種郵便物に適用される料金であって、第一種郵便物に適用される料金ではないと解されるのである。

(3)　なお、発送した郵便物が第三種郵便物であると解したとしても、本来第一種郵便物として扱われるべきものを不法に第三種郵便物に仕立てあげた上で第三種郵便物に適用される料金を支払うに留めたという点をとらえれば、第一種郵便物に適用される正規の料金を支払うべきであるのにそれを免れたということができるかもしれないが、原判決がそのような構成をとるものとは解されない。何故なら、郵便料金免脱罪をそのように構成する場合は、要件を満たさない第三種郵便物の承認を不当に獲得したことをも実行行為の範囲に含める必要

があると解されるところ、原判決は、弁護人の要するに「一審判決は、第１及び第２の各事実につき、第三種郵便物としての承認を受ける行為が実行行為であるか否かが明らかでない。」との理由不備の控訴趣意に対して、「郵便料金を免れる罪の罪体及び本件事案の内容に照らせば、上記の承認を受ける行為は、同罪の実行行為ではなく、その準備行為にすぎないというべきであり、一審判決の「罪となるべき事実」の記載及び「罪数に関する弁護人の主張に対する判断」の項の説示をみれば、一審判決が上記の承認を受ける行為を実行行為として捉えていないことは明白である。」と判示し、被告人による本件郵便物の各発送行為のみによって郵便料金免脱罪の実行行為を構成していることが明らかであるからである。即ち、被告人の各発送行為のみが郵便料金免脱罪の実行行為にあたるというためには、発送した郵便物が第一種郵便物であるといえなければならないのであるから、原判決は、本件郵便物は第一種郵便物であるとした上で、第一種郵便物に適用される料金を支払われるべき正規の料金であるとして、それを免れた被告人に郵便料金免脱罪の成立を認めたものと解されるのである。

(4)　したがって、原判決は、郵便料金免脱罪において、第三種郵便物に適用される料金をもって支払われるべき正規の料金であるとすべきところ、第一種郵便物に適用される料金がそれにあたると解して、支払金額がその正規の料金額に達しない被告人に郵便料金免脱罪の成立を認めていることになり、これが同罪について規定する郵便法84条１項の解釈・適用を誤るものであることは明らかである。

4　刑法の独立性の観点からありうる批判への反論

前記２で述べたような解釈に対しては、刑法の独立性の観点から、犯罪の成否を判断する際には民事・行政判例にとらわれるべきでないとの批判があり得るが、妥当でない。何故なら、本件のような場合に郵便料金免脱罪の成立を認めることにより実現されるのは、財産犯や業務妨害罪において認められるような刑法の民法・行政法からの独立性ではなく、郵便法の内部における郵便物の種別の概念の相対性であるからである。ある特定の郵便物が、民法上は第三種郵便物であるが、刑法上は第一種郵便物である、などとする解釈が正当性を有

するとは、到底考えられない。

また、郵便法の罰則規定という刑法の適用領域の内部に限ってみても、本件のような郵便物を第一種郵便物として扱うのは妥当でない。もしこれを刑法上は第一種郵便物として扱い、第三種郵便物として差し出す行為に郵便料金免脱罪を認めると、逆に、第一種郵便物として扱った場合も郵便約款違反罪（郵便法87条１号）が成立することは否定できないので（約款違反罪は、民事・行政法に従属せざるを得ないからである。）、当該郵便物は結局差し出せないことになるが、社会に対する危険、郵便職員に対する危険ないし他の郵便物に対する危険がある場合にのみ認められている郵便禁制品にはあたらない郵便物を差出禁止にするのは不当である。さらに、郵便法83条が規定する第三種郵便物の承認を偽る罪は、「第三種郵便物の承認のない定期刊行物に第三種郵便物の承認のあることを表す文字を掲げたとき」に成立するが、ここでも、瑕疵があるか否かとは関係なく、承認の有無が問題とされていると解するのが妥当である。そうすると、刑法が適用される場面に限ってみても、本件のような郵便物は、第三種郵便物であると解するべきである。

したがって、結局、原判決が郵便法84条１項の解釈・適用を誤るものであることは否定できないといわざるを得ない。

そして、本件控訴審判決は、判決に影響を及ぼすべき法令の違反があり、また、刑の量定が甚だしく不当であり、さらに、判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があるので、少なくともこれらのいずれかの事由によって破棄しなければ著しく正義に反するものと認められるから、控訴審判決は刑事訴訟法411条１号ないし３号により破棄を免れない、として、刑事訴訟法406条により上告審として本件事件を受理した上で、控訴審判決を破棄して相当の裁判をするよう、申立てがなされたのである。

本申立てについては、刑事訴訟規則261条１項の期間満了の日までに受理の決定がなされなかった。